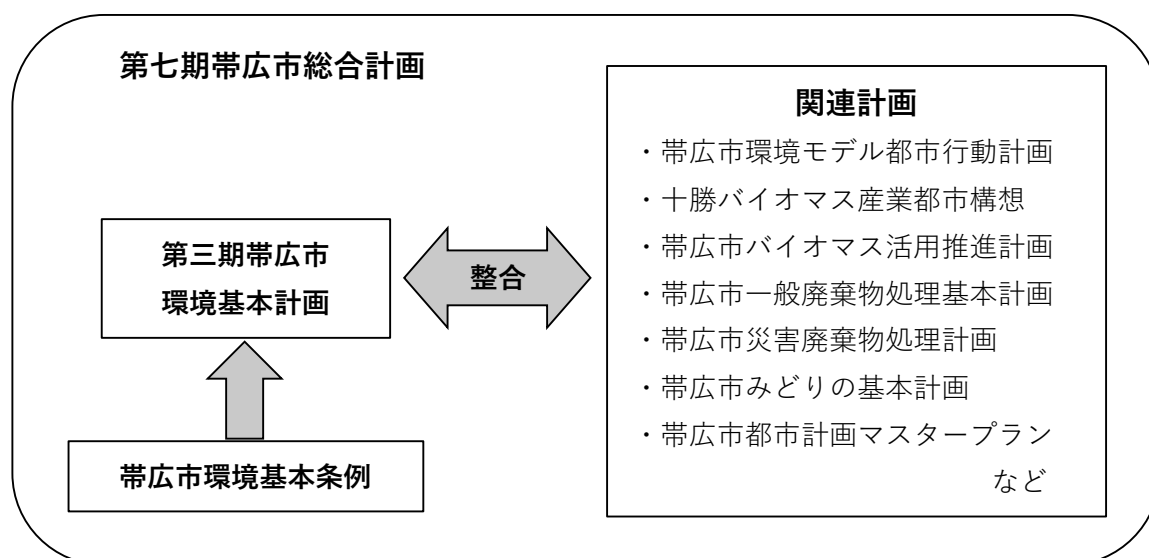


第1章 帯広市の環境行政

第1節 帯広市環境基本条例

1. 目的

平成9年4月1日施行の「帯広市環境基本条例」は、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が健康で文化的な生活を営むための良好な環境を確保することを目的としています。



第三期帯広市環境基本計画の体系

2. 基本理念

帯広市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関して、以下の3つの基本理念を定めています。

基本理念

- ① 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ② 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- ③ 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3. 基本方針

帯広市は上記の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本方針

- ① 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
 - ② 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
 - ③ 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。
 - ④ 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
 - ⑤ 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。
-